

確定申告で医療費控除を行う前に一度ご確認ください

問愛西市国民健康保険・後期高齢者医療保険の方
保険年金課 ☎(55)7119

1か月の医療費が高額の場合は、医療費控除を行う前に高額療養費の申請を先に行ってください。

確定申告で医療費控除を受けた後に、高額療養費の申請をして給付を受けると、医療費控除額が変更となり、修正申告をしなければなりません。ご注意ください。

高額療養費を申請済の領収書も、確定申告の医療費控除の対象となります。

ただし、高額療養費として支給される金額は差し引く必要があります。

(例) A病院に入院し、1か月に支払った医療費(保険診療分)が30万円だった場合

自己負担限度額(※)が8万7千430円となり、健康保険から21万2千570円返金があります。

よって医療費控除の対象となる金額は、実際に支払ったこととなる金額(8万7千430円)となります。

(※)の自己負担限度額は一般的な金額であり、実際は世帯状況により異なります。

※高額療養費制度の申請は、各医療保険へお問い合わせください。

【70歳以上および後期高齢者医療被保険者の自己負担限度額】

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)	
一般	18,000円 (年間限度額は144,000円)	57,600円 (過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ 8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ 8,000円	15,000円

【70歳未満の自己負担限度額】

所得区分	3回目まで	4回目以降※
ア (901万円超)	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ (600万円超 901万円以下)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ (210万円超 600万円以下)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ (210万円以下)	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

※過去12か月の間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目から該当

確定申告のお知らせ

★収支内訳書作成相談会

市の確定申告会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、住民税の申告をする方で、事業所得(営業・農業など)や不動産所得を有する方を対象に、収支内訳書作成相談会を開催します。

※収支内訳書作成相談会場では、確定申告書を受け付けません。

過去2~3年分の収支内訳書の控え(控えがないと減価償却費の計算が行えません)、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください。(帳簿や伝票は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してご来場ください。)

青色申告の方は対象外です。

▶日時/2月8日(金)、12日(火) いずれも午前9時~午後3時

▶場所/立田庁舎(第1会議室)、八開庁舎(集会室)

★住宅に関わる税額控除の申告会場のご案内

【初年度の方】

- ・津島市商工会議所(税務署主催会場)
- ・住宅取得者事前説明会場(該当者の方には、市より後日通知します)

なお、説明会の開催日に都合が悪い方は、確定申告期間内に津島市商工会議所に出向いてください。

【2年目以降】

- ・税務署主催の会場
- ・市申告会場(市役所・立田庁舎・八開庁舎・佐織庁舎)

問 税務課 ☎(55)7123